

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話は、製造業の総務担当者からでした。従業員の年次有給休暇の取得率が低く、常日頃度末に取得する人が集中している、このままだと年月数のうち年5日につたり、場合によっては、



(一社)名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 篠 千鶴子

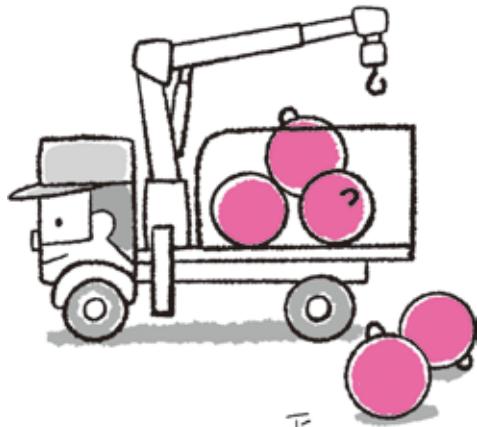
年次有給休暇の年5日取得義務

この企業では、年次有給休暇の取得は、計画表を作成して、それに従業員が取得希望日を書き込む方法をとつていているとのことで、ですが、今年は、経営環境が厳しく人員を削減したことでもあって、取得しにくくなっているのではないかとのことです。

年次有給休暇の取得は、従業員が取得希望日を書き込む方法をとつていて、それが、今年は、経営環境が厳しく人員を削減したことでもあって、取得しにくくなっているのではないかとのことです。

この企業では、年次有給休暇の取得は、計画表を作成して、それに従業員が取得希望日を書き込む方法をとつていて、ですが、今年は、経営環境が厳しく人員を削減したことでもあって、取得しにくくなっているのではないかとのことです。

業員1人で30万円以下、従業員10人で300万円以下と人数が増えれば増えます。年5日の年次有給休暇の取得はあくまで最低限の基準です。5日にとどまるところなく、労働者がより多くの年次有給休暇を取得できるよう、環



業員1人で30万円以下、従業員10人で300万円以下と人数が増えれば増えます。年5日の年次有給休暇の取得はあくまで最低限の基準です。5日にとどまるところなく、労働者がより多くの年次有給休暇を取得できるよう、環

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話は、製造業の総務担当者からでした。従業員の年次有給休暇の取得率が低く、常日頃度末に取得する人が集中している、このままだと年月数のうち年5日につたり、場合によっては、

取得できない従業員も出てきそうで困っている。何か良い方法はないかとの相談でした。

この企業では、年次有給休暇の取得は、計画表を作成して、それに従業員が取得希望日を書き込む方法をとつていて、それが、今年は、経営環境が厳しく人員を削減したことでもあって、取得しにくくなっているのではないかとのことです。

いては、取得させることが義務付けられています。もし、これに違反すれば、30万円以下の罰金が科せられます。しかも、罰則は企業ごとではなく、従業員1人あたりに適用されます。そのため、従

ら一定期間が経過したタイミング（半年後など）で年次有給休暇の請求・使用者から時季指定をする方法や、年次有給休暇の計画的付与制度（計画年休）を活用する方法などをあります。

境整備に努めましょう。
◇
◇

当協会では、令和4年9月より「労働実務専門講座 就業管理コース」を開催します。9月14日は「労働時間管理研修」として、各種労働時間制度の概要、効率労働にむけた制度改善をはじめ、年次有給休暇の年5日取得義務について解説が行われます。

詳しく述べ、当協会ホー

ムページ、もしくは総合

受付（052-961-1666）までお問い合わせください

（ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

など労働者・会社双方にとってメリットがあります。年5日の年次有給休暇の取得はあくまで最低限の基準です。5日にとどまるところなく、労働者がより多くの年次有給休暇を取得できるよう、環

生産性の向上、疲労の回復、労働者の心身の健康のためには条件がありますので、ご注意願います。

詳しくは、当協会ホームページ、もしくは総合受付（052-961-1666）までお問い合わせください

（ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）



「労働実務専門講座」
就業管理コース

イラスト・木村武司